平成２６年（フ）第１２９１８号
東京都荒川区南千住３丁目41－２－614
破産者　良川明洙こと　梁　　明洙
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９３８号
東京都目黒区自由が丘２丁目８－11－102
破産者　川島　直子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９５６号
神奈川県川崎市幸区南加瀬３丁目８－11－203
破産者　菊地　和博
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９７２号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目65－２
破産者　近藤　功一
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９７６号
東京都東久留米市下里４丁目１－35－103
破産者　木藤　秀雄
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９２号
東京都台東区東上野６丁目18－17　カーサ・ミナガワ４Ｃ
破産者　福田　昭和
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９３号
東京都足立区青井４丁目25－４－904
破産者　奥田　直美（旧姓宮崎）
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３００７号
東京都江東区東陽３丁目23－26－805
破産者　諸橋　　泉
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３００９号
東京都練馬区中村１丁目２－５　河村荘５号
破産者　棚瀬　政雄
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０２１号
神奈川県川崎市川崎区桜本２丁目５－９－207
破産者　佐藤　麻子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３０号
東京都葛飾区金町２丁目18－６－105
破産者　阪間　一哉
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３７号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目２－16
破産者　西　　和大
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３８号
東京都練馬区高野台３丁目33－11
破産者　坂大　和代（旧姓永田）
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０４５号
東京都新宿区百人町１丁目１－２　第２仙崎ビル301
破産者　星野　　誠
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０５５号
東京都豊島区南長崎６－26－10、住民票上の住所東京都豊島区南長崎５丁目22－７　倉上方
破産者　水口美夕紀
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０６３号
東京都品川区西品川２丁目21－10－106
破産者　小沢　　清
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６号
東京都新宿区南町７－301
破産者　齋藤　鉄也
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７号
東京都江戸川区本一色１丁目33－18　フローレンスⅠ101
破産者　土谷　昭和
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７号
青森県弘前市大字城東中央２丁目４番地26
破産者　有限会社アン食品
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２２５号
秋田市山王１丁目12番２号
破産者　株式会社スプリングライフアキタ
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６４号
千葉県船橋市丸山２丁目７番２号　風間愼吾方、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目20番19号　ブライトンハウス102号
破産者　風間　理江（旧姓石神）
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部